平成２５年（フ）第２７号
長野県上田市国分454番地３、申立時の住所長野県小諸市大字平原1039番地８
債務者　竹内　伸次
１　決定年月日時　平成25年７月９日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
５　免責審尋期日　平成25年９月18日午後１時30分
長野地方裁判所佐久支部

平成２５年（フ）第２８号
長野県小諸市大字柏木133番地　ニュー白樺ハイツ107号、申立時の住所長野県小諸市大字平原1039番地８
債務者　竹内　友美
１　決定年月日時　平成25年７月９日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
５　免責審尋期日　平成25年９月18日午後１時30分
長野地方裁判所佐久支部

平成２５年（フ）第２８８号
岡山市中区高屋215番地　寺元コーポ
債務者　吉田由美子
１　決定年月日時　平成25年７月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
５　免責審尋期日　平成25年９月20日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２８９号
岡山市南区福富西２丁目27番25号、旧住所岡山市北区桑田町３番16号サン・フォートマンション503号
債務者　藤井　禎之
１　決定年月日時　平成25年７月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
５　免責審尋期日　平成25年９月20日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３４６号
岡山市東区藤井278番地１さつき荘９号
債務者　岸川　満子（旧姓保里）
１　決定年月日時　平成25年７月９日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
５　免責審尋期日　平成25年９月19日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１７号
熊本県阿蘇市竹原117番地４
債務者　吉武　浩三
１　決定年月日時　平成25年７月９日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
５　免責審尋期日　平成25年９月10日午前11時
熊本地方裁判所阿蘇支部

平成２５年（フ）第２６１号
川崎市多摩区栗谷３丁目９番11号　第２栗谷ハイツ205、前住所川崎市多摩区西生田２丁目４番13―302号
債務者　西田　章子
１　決定年月日時　平成25年７月９日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月２日まで
５　免責審尋期日　平成25年９月３日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第２８８号
川崎市幸区小向町17番６号
債務者　森元　洋子
１　決定年月日時　平成25年７月９日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月２日まで
５　免責審尋期日　平成25年９月３日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第２９０号
川崎市中原区井田中ノ町15番21号　ホワイトドミール103
債務者　玉井　厚己
１　決定年月日時　平成25年７月９日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月２日まで
５　免責審尋期日　平成25年９月３日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第２９１号
川崎市中原区井田中ノ町15番21号　ホワイトドミール103
債務者　玉井　道代
１　決定年月日時　平成25年７月９日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月２日まで
５　免責審尋期日　平成25年９月３日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第３０２号
川崎市川崎区日進町９番地11　相模荘
債務者　菅　　勝美
１　決定年月日時　平成25年７月９日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月２日まで
５　免責審尋期日　平成25年９月３日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第３０８号
川崎市宮前区野川765番地　エステートＳＵＺＵＫＩ101
債務者　浦　喜代美
１　決定年月日時　平成25年７月９日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月２日まで
５　免責審尋期日　平成25年９月３日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間中更正並びに免責許可決定

平成２５年（フ）第６６号
新潟市西区小針６丁目１番３号ハイツサングリーンＦ203、申立時の住所新潟市中央区米山３丁目１番31号　パストラルハイム米山弐番館909号
破産者　らーめん万勝、本間信子こと　全　信子
１　主文　当裁判所が平成25年４月10日になした破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中、破産者の住所につき「新潟市中央区米山３丁目１番31号　パストラルハイム米山弐番館909号」とあるを「新潟市西区小針６丁目１番３号ハイツサングリーンＦ203、申立時の住所新潟市中央区米山３丁目１番31号　パストラルハイム米山弐番館909号」と更正する。
２　主文　破産者について免責を許可する。
３　決定年月日　平成25年７月４日
新潟地方裁判所民事部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２４年（フ）第６１号
石川県羽咋市島出町上２番地35　雇用促進住宅１号棟402号室
破産者　三島　英江
１　決定年月日　平成25年７月10日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所七尾支部

平成２４年（フ）第１６４号
宮崎県延岡市稲葉崎町３丁目1406番地１
破産者　中川　紀夫
１　決定年月日　平成25年７月10日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所延岡支部